

### (入会)

第6条 小学校の4～6年生、及び中学1年生～3年生、高校1年生～3年生までは、本人及び保護者の承諾と入会申込書を提出した上で入会を許可するものとする。

体験入会を認めることとするが、スポーツ安全保険未加入のため自己責任とする。

### (会費)

第7条 本クラブの会費は、次のとおりとする。

- 1 年会費（保険代、事務手数料、Tシャツ代を含む）として5,000円を徴収する。
- 2 年会費は、4月1日から翌年3月31日まで分とする。
- 3 練習参加費（競技場使用料を含む）は、別表のとおり徴収する。

### (退会)

第8条 会員が退会する場合は、理由を付して代表に申し出ること。

### (除名)

第9条 本クラブの名誉を傷つけ、または本クラブの目的や規約に違反する行為があった場合、臨時総会または役員会の承認を経て、代表が除名することができる。

### (任務)

第10条 指導者の任務は、次のとおりとする。

- 1 ボランティアの精神をもち、快く会員の指導に当たることのできる人をお願いするものとする。
- 2 適切な練習メニューを提供し、目的が達成できるようなアドバイスを行うものとする。

第11条 保護者の任務は、次のとおりとする。

- 1 ボランティアの精神をもち、本クラブの活動に対して努めてサポートを行うものとする。
- 2 親睦を図る事業の時には、企画・運営のサポートを行うものとする。

## 第4章 役員

### (役員)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- 1 代表 1名
- 2 副代表 2名以内
- 3 会計 1名
- 4 事務局員 1名以上3名以内

### (役員を選任)

第13条 役員は総会で選任する。

### (役員の職務)

第14条

- 1 代表は、本クラブの業務を総括し、本クラブを代表する。
- 2 副代表は、常に代表を補佐し、代表に事故あるとき、または欠けたとき副代表が代理し、その職務を行う。
- 3 会計は、役員と連携を取り、本クラブの運営に必要な会計書類の整理をし、財務・経理を担当する。
- 4 事務局員は、代表または副代表の指示を受け会員と連絡をとり、本クラブが円滑に運営できるようにその職務を行う。